

令和4年度シームレスな陸上交通体系の構築に係る広報活動業務
企画提案仕様書

1 委託業務名

令和4年度シームレスな陸上交通体系の構築に係る広報活動業務

2 委託業務期間

契約締結の日から令和5年3月31日まで

3 業務の目的

路線バスに対する県民の意識を変え、自家用車から公共交通への利用転換を促進させるとともに、基幹バスシステムの導入を含む、シームレスな陸上交通体系の構築を目指す広報活動を行う。

令和4年度業務においては、「基幹バスシステムの将来像シミュレーション動画の作成」、「TDM 施策と連動した取り組み」及び「法人党员を活用した広報活動」を重点的に行う。

4 委託料上限額

委託料の上限額は、20,000千円以内（消費税及び地方消費税含む）とする。
ただし、当該金額は企画提案のために設定した金額であり、契約金額ではない。

5 目標値

業務の実施にあたり、次の目標を達成するよう努めること。

- (1) 活動目標：ラジオCM245本、新聞広告2回
- (2) 成果目標：広報用HP等のアクセス数100,000PV

6 本業務の執行体制

- (1) 業務全体の総括管理者：1名
- (2) 各種企画業務担当者：1名
施策広報業務担当者：1名
その他業務（連絡調整等）担当者：1名

※(1)の総括管理者が(2)のいずれかの業務担当者を兼務可能であるが、執行体制として、3名以上を配置すること。

7 企画提案書の内容

以下の内容を満たす企画を提案すること。

(1) 基幹バスシステム構築に向けた取り組みに関する広報

- ① 基幹バスシステム構築に向けたこれまでの取り組みや、今後の展望等について、メディア等を活用して広く県民へ情報発信し、基幹バスシステムに関する理解や意識醸成を促すこと。
- ② 基幹バスシステムの将来像シミュレーション動画(2.5～5分程度)を作成

すること。なお、完成した動画は、伊佐以北へのバスレーン導入を対象としたパブリックインボルブメントの実施時に、コミュニケーションツールとしての使用を予定している。

※ 別途沖縄県が発注する「基幹バスシステム構築に向けた調査検討業務」において、動画作成に必要な素材（VR・CG等）の一部が作成される予定であることから、同業務と連携すること。

※ 動画の構成要素については以下を参考にすること。ただし、シナリオについては提案すること。

（参考：別添1）令和3年度バスレーン拡充調査検討業務報告書より抜粋

（参考URL）<https://www.youtube.com/watch?v=YqdoqrAR504>

※ 基幹バスシステム導入時の交通（バスや一般車両）の流れについては、沖縄県のシミュレーション結果を再現すること。

（2）TDM 施策と連動した取り組み

① 『TDM 施策推進アクションプログラム』に沿って、モビリティ・マネジメントなどの施策と連携した取り組みを行うこと。

※ なお、同プログラムは今年度改定を予定していることから、改定後のプログラムに沿って取り組みを行うこと。

※ 『TDM 施策推進アクションプログラム（改定案）』は以下を参照のこと。

<https://www.pref.okinawa.jp/site/iken/r3/tdm.html>

② 特に、TDM 重点エリアに位置づけられている「浦添市・小学校エリア」において取組を実施すること。（例：出張バス党、下敷きやバスマップの配布等）

※ （参考：別添2）モビリティ・マネジメント実施の手引き（行政担当者向け）

（3）法人党员を活用した広報活動の実施

① 法人党员を活用し、公共交通利用転換へつながる、より効果的な広報活動を実施すること。

【法人党员の取り組み】

（参考）「わった～バス党ウェブサイト 法人党员」

http://www.watta-bus.com/co_member/

ア) 法人党员の取組事例を情報収集し、発信すること。

イ) 既存法人党员の取組を継続・発展させる仕組みを検討すること。

※ 情報提供を充実させること。

※ 法人党员の取組を支援するコンテンツ（例：ノーマイカーデーを呼びかける社内放送の音源等）を作成し提供すること。

ウ) 新規法人党员の開拓に努めること。

※ 自治体も一つの法人とみなし、勧誘すること。

（4）認知度向上・利用転換促進施策の実施

- ① 各種メディア（ラジオ CM, 新聞等）を活用し、公共交通を利用してない層に向け、利用転換を促進する取組を行うこと。
- ② 通勤、通学のバス利用などの通常の利用促進に加え、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を踏まえた「新しい生活様式」における公共交通機関の利用を促進すること。
- ③ なお、実施にあたっては、既存コンテンツ（ウェブサイト、Facebook、LINE、公式 YouTube チャンネル公開動画、ラジオ CM、「バス党の 10 年」ポスターパネル※ 等）を活用し、費用を抑えて効果を高める方法を検討すること。（例：LINE の“バス友”にスタンプ配布）

※ （参考：別添 3）令和 3 年度公共交通利用環境改善に係る広報活動業務より抜粋

※ 既存ウェブサイト、既存 SNS の運営を行い、本広報業務や公共交通の利用促進に繋がる情報の発信を行うとともに、ウェブサイト等へ寄せられた問い合わせ、意見等への対応を行うこと。

（参考）「わった～バス党」ウェブサイト <http://www.watta-bus.com/>

「わった～バス党 Facebook」 <https://www.facebook.com/wattabus/>

※ わった～バス新聞（本広報業務の内容等についてわかりやすく情報を掲載したニュースレター）を、基幹バス区間の周辺市町村を中心に 15 万世帯以上へ年 1 回以上配布すること。

- 8 その他、上記 7 に加え独自の広報プランを提案してもよい。
- 9 「わった～バス党」党首等の党幹部については、昨年度まで活動していたタレントを指定するものではないが、人数は党首、幹事長の 2 名とする。

10 業務の再委託についての留意事項

(1) 一括再委託の禁止

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

① 上記(1)で定める「契約の主たる部分」とは以下のとおりとする。

ア) 契約金額の 50% を超える業務

イ) 企画判断、管理運営、指導監督、確定検査などの統括的かつ根幹的な業務

(2) 再委託の相手方の制限

① 本契約の公募参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることができない。

ない。

(3)再委託の範囲

本委託契約の履行に当たり、委託先が第三者に委託し、又は請負わせることのできる業務等の範囲は以下のとおりとする。

- ①ラジオ、新聞等での広告
- ②広告物の原稿・デザイン作成
- ③調査業務
- ④OKICAポイントの付与

(4)再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときは、この限りではない。

①その他、簡易な業務

- ア) 資料の収集・整理
- イ) 複写・印刷・製本
- ウ) 原稿・データの入力及び集計
- エ) その他、上記以外に容易かつ簡易な業務がある場合は、県と別途協議を行った業務

11 その他の留意事項

- (1)受託者は本事業の実施において、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法第179号）に基づき、適正に執行する必要がある。
- (2)本仕様書に定める事項について生じた疑義又は本仕様書に定めのない事項については、沖縄県と受託者双方で協議して解決するものとし、必要な事項は別に定める。

参考

上記仕様書内容とは別に、沖縄県等が独自に実施を予定している内容は以下のとおりである。

- ① ノンステップバスの導入補助
 - ② 基幹バスシステムへの導入に向けた検討業務 ※
 - ③ 基幹バスシステム構築に向けた調査検討業務
 - ④ 公共交通利用促進に向けた調査検討業務
 - ⑤ 交通コストの軽減に向けた計画策定業務
 - ⑥ TDM 施策推進業務
 - ⑦ 沖縄自動車道 ETC 利用促進事業
 - ⑧ 路線バス運転手確保緊急支援事業
- ※ ②については、沖縄県公共交通活性化推進協議会が実施